

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 6 年度
計画主体	兵庫県小野市

小野市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名	小野市地域振興部産業創造課
所在地	兵庫県小野市中島町 531
電話番号	0794-63-1928
F A X 番号	0794-63-2614
メールアドレス	sangyo@city.ono.hyogo.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、アライグマ、ヌートリア、ハクビシン、ノウサギ、ニホンザル、イタチ、ツキノワグマ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	小野市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		面積(ha)	金額(千円)
①イノシシ	水稲	3.73	4,270
②ニホンジカ	実被害なし		
③アライグマ	果樹	0.04	361
④ヌートリア	水稲	0.14	160
⑤ハクビシン	実被害あり		
⑥ノウサギ	実被害なし		
⑦ニホンザル	実被害なし		
⑧イタチ	実被害あり		
⑨ツキノワグマ	実被害なし		

※①④は農業共済被害を基に算出。③⑤⑧は聞き取りによる。

(2) 被害の傾向

<p>○イノシシ</p> <p>主に森林周辺の田畑で水稲を食害するとともに踏み荒らされるなどの被害が発生している。また、ミミズ等を食べるために田畑の畦畔や公園の芝、池の堤体等を掘り起こすなど農作物以外へ被害を及ぼす事例も多発している。被害地域については、森林を有する集落全般へと拡大する傾向にある。</p> <p>○ニホンジカ</p> <p>平成26年度に河合地区において、兵庫県森林動物研究センター等とともに生息状況調査を行った結果、ニホンジカの生息が確認された。防護柵等の整備が進んでいる加西市方面より侵入していると予想される。現在、被害は報告されていないが、今後、生息域が拡大し水稲等の被害が発する恐れがある。</p>
--

○アライグマ

平成16年頃より生息が確認され、その後急速に生息域が広がり、被害が市内全域に及んでいる。すいか、いちご等の野菜、果樹を中心に農作物の食害が年間を通して発生している。また、家屋に侵入したアライグマが、天井裏に棲みつく等の被害が多発している。捕獲頭数は増加の一途を辿っており、更なる被害増加が予想される。

○ヌートリア

主に河川、ため池付近の田畑で、ニンジン等の野菜の食害、池の堤防に巣穴をあける等被害が発生している。

○ハクビシン

目立った被害は確認できていないが、近年目撃情報が増加している。今後個体数が増加した場合、農作物の被害が考えられる。

○ノウサギ

目立った被害は確認できていないが、生息域は拡大してきており、今後個体数が増加した場合、農作物の被害が考えられる。

○ニホンザル

小野市内で群れの生息は確認されていないが、近年ハナレザルの目撃情報が増加している。農作物への被害報告までは至っていないが、出沒に対する周辺住民の不安といった精神被害が主となっている。

○イタチ

農林業に従事する者の住宅の屋根裏に侵入し、その糞尿によって天井板を腐食させたり、悪臭被害を生じさせたりといった生活被害等が発生している。また、個体数が増加した場合、果実類の食害等が考えられる。

○ツキノワグマ

近年ツキノワグマらしきものの目撃情報が増加している。小野市内に生息は確認されていないが、出沒に対する周辺住民の不安といった精神被害が主となっている。今後生息域が拡大した場合、人身被害の危険や農作物の被害が考えられる。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和5年度）		目標値（令和9年度）	
	面積(ha)	金額(千円)	面積(ha)	金額(千円)
イノシシ	3.73	4,270	2.6	2,989
ニホンジカ	-	-	-	-
アライグマ	0.04	361	0.02	252
ヌートリア	0.14	160	0.09	112
ハクビシン	-	-	-	-
ノウサギ	-	-	-	-
ニホンザル	-	-	-	-
イタチ	-	-	-	-
ツキノワグマ	-	-	-	-

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>○イノシシ</p> <p>【捕獲体制】 （一社）兵庫県猟友会小野支部（以下「猟友会」という）及び（一社）小野狩猟倶楽部（以下「小野狩猟倶楽部」という）と委託契約を行い、有害鳥獣捕獲隊を編成し、捕獲要望に基づき、捕獲活動等を実施している。</p> <p>【捕獲機材】 イノシシについては、主にくくり罠及び箱わなを使用している。銃器については、止め刺しに限り使用している。</p> <p>【処理方法】 埋設又は焼却処分を行っている。</p>	<p>○イノシシ</p> <p>捕獲数は増加傾向にあり、被害は拡大している。また、イノシシの行動範囲が広いため、被害エリアを絞り込むことが難しく、罠の設置する場所の特定が困難である。捕獲者の高齢化も進んでおり、捕獲圧の低下が予想される。</p>

	<p>○アライグマ・ヌートリア</p> <p>【捕獲体制】 外来生物法に基づき、「小野市アライグマ等防除実施計画」を平成22年度に策定し、猟友会を中心とした捕獲体制により捕獲活動を実施している。</p> <p>【捕獲機材】 国庫補助事業を活用し、箱わなを購入している。箱わなは、捕獲隊で活用している。</p> <p>【処理方法】 炭酸ガスによる安楽死のうえ、焼却処分を行っている。</p>	<p>○アライグマ</p> <p>捕獲数が増加しており、令和5年度は約350頭が捕獲された。しかし、農作物や住居に対する被害は減っておらず、引き続き捕獲していく必要がある。</p>
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>国庫補助事業を活用し、被害状況、設置要望に基づいて防護柵の設置を行っている。</p> <p>【設置・管理】 各自治会で設置・管理を行っている。</p>	<p>集落での鳥獣防止柵の設置は進めているが、イノシシによる被害が増加している。農地を囲いきるために、道路や集落境等への柵の設置を進めていく必要がある。</p>

(5) 今後の取組方針

<p>○捕獲体制の強化</p> <p>猟友会及び小野狩猟倶楽部と委託契約を行い、有害鳥獣捕獲隊を編成し、捕獲活動を実施する。また、箱わな等捕獲機材を増設することにより、捕獲体制の強化を図る。一斉に捕獲活動を行ったほうが効果的な場合は、近隣市の捕獲隊と連携して捕獲活動を実施する。さらに、狩猟免許取得に係る経費を市が補助し、広報誌、HP等でPRすることにより、捕獲隊員の増員を図る。また、県が三木市吉川町で整備した「兵庫県立総合射撃場」において、銃猟及びわな猟による捕獲従事者の育成確保や捕獲技術の向上に努める。</p> <p>○防護柵の設置</p> <p>県、市、集落、地域住民等が連携し、被害地域において、加害する鳥獣の習性、防除効率、経費とのバランスを考慮しつつ、効果的な防護柵の設置を行う。なお、防護柵の設置に当たっては、国庫補助事業や県単独事業、市単独事業などの各種助成制度などを活用し、集落単位での取り組みを進めていく。</p>

○ 獣害に強い集落環境づくり

市や集落、地域住民による耕作放棄地や里山の整備などと併せ、ゴミや農作物を放棄しないなど地域での取り組みを徹底することにより、野生鳥獣が近寄りにくい集落環境づくりに努める。

また、集落や地域住民による有害鳥獣の捕獲を推進し、地域と一体となった被害対策を進める。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

【イノシシ・ニホンジカ・ハクビシン・ノウサギ・イタチ】

猟友会及び小野狩猟倶楽部と有害鳥獣捕獲業務委託契約を行い、有害鳥獣捕獲隊を編成し、捕獲要望に基づき、市・地域住民の連携により捕獲活動を実施する。

【アライグマ・ヌートリア】

猟友会及び小野狩猟倶楽部と特定外来生物捕獲業務委託契約を行い、「小野市アライグマ等防除実施計画」に基づく捕獲班を編成し、市・地域住民の連携により捕獲活動を実施する。

【アライグマ・ヌートリア・ハクビシン・ノウサギ・イタチ】

鳥獣保護管理法9条の規定に基づく有害鳥獣捕獲許可証を発行した市民に対して、小型箱わなの貸し出しを行い、捕獲作業の全部又は一部を市民自らに実施してもらう。

【ニホンザル】

近年ハナレザルの目撃情報が増加しているが、小野市内で群れの生息は確認されていないため、地域に定着しないよう追払い等による対応を行う。

【ツキノワグマ】

近年ツキノワグマらしきものの目撃情報が増加している。小野市内に生息は確認されていないため、捕獲者の育成等、体制整備と注意喚起、啓発、誘因物の除去等の防止施策を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容	
令和7～9年度	イノシシ ニホンジカ	【捕獲機材の導入】 箱わなを増設する。 生息状況等を把握するため、カメラ等を導入する。	【担い手の育成・確保】 狩猟免許取得に係る経費を助成し、捕獲隊員の確保を図る。また、HP、広報誌等で狩猟免許取得を呼び掛け、確保を図る。
令和7～9年度	アライグマ ヌートリア ハクビシン ノウサギ イタチ	【捕獲機材の導入】 小型獣用箱罠を増設する。	
令和7～9年度	ツキノワグマ	【体制整備】 捕獲従事者の確保、育成支援を行う。 クマ鈴等のクマ対策用資材の整備を行う。	

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>○イノシシ</p> <p>被害エリアが市内全域に拡大し、被害を及ぼしている。捕獲頭数については、2つの狩猟団体に委託契約し捕獲を行っており、令和5年度の捕獲頭数が91頭となっている。令和6年度の捕獲頭数も約90頭程度になると予想されるため、捕獲計画数を令和5年度の捕獲数の110%程度の100頭/年とした。</p>
<p>○ニホンジカ</p> <p>ニホンジカによる被害報告は現状ないが、目撃情報が多くなっている。令和4年:1頭、令和5年:1頭のニホンジカを捕獲しており、令和6年度については3頭の捕獲があった。生息数は不明であるが、平成26年度に河合地区において、兵庫県森林動物研究センター等とともに生息状況調査を行った結果、ニホンジカの生息が確認されており、生息数の増加が予想されるため、捕獲計画数を5頭/年とした。</p>
<p>○アライグマ</p> <p>令和3年から令和5年までの平均で395頭捕獲している。令和6年度の捕獲頭数は400頭近くになると見込まれており、生息数は増加していると考えられる。</p> <p>アライグマの根絶を目指すため、可能な限り捕獲することとし、捕獲計画数は令和5年度の捕獲頭数を参考に350頭/年とした。</p>

○ヌートリア

令和3年：1頭、令和4年：19頭のヌートリアを捕獲している。特に令和5年の捕獲頭数は121頭と多く、生息数の増加が予想される。アライグマと比較すると捕獲数は少ないが、河川や畦畔を掘り返される可能性があるため、可能な限り捕獲することとし、計画頭数は40頭/年とした。

○ハクビシン、ノウサギ

目立った被害は確認できていないが、生息域は拡大してきているため、被害拡大を抑制する適正な捕獲を行うこととする。

○イタチ

農林業に従事する者の住宅の屋根裏に侵入し、その糞尿によって天井板を腐食させたり、悪臭被害を生じさせたりといった生活被害等が発生しているため、有害捕獲の許可権限を県から市へ委譲し、駆除を実施することとする。計画頭数は3頭/年とした。

(参考) 有害鳥獣及び特定外来生物捕獲頭数

対象鳥獣	令和3年	令和4年	令和5年	平均捕獲数
イノシシ	96	93	91	93.3
シカ	2	1	1	1.3
アライグマ	404	432	350	395.3
ヌートリア	1	19	121	47
ハクビシン	-	-	-	-
ノウサギ	-	-	-	-
ニホンザル	-	-	-	-
イタチ	-	-	-	-
ツキノワグマ	-	-	-	-

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ	100	100	100
シカ	5	5	5
アライグマ	350頭以上 可能な限り	350頭以上 可能な限り	350頭以上 可能な限り
ヌートリア	40頭以上 可能な限り	40頭以上 可能な限り	40頭以上 可能な限り
ハクビシン	被害拡大を抑制する適正な捕獲		
ノウサギ	被害拡大を抑制する適正な捕獲		
イタチ	3	3	3

捕獲等の取組内容
<p>○イノシシ・ニホンジカ 被害集落からの要望、過去に捕獲した場所や被害場所を考慮して、罠を設置する。また、防護柵の設置を進め、鳥獣の行動範囲を限定させることで、効果的な捕獲を行う。</p> <p>○アライグマ・ヌートリア・ハクビシン・ノウサギ・イタチ 冬期はアライグマが半冬眠するため出没数は落ちるものの、市街地・郊外を問わず、市内各地に出没している。よって、市内全域において通年で箱わなによる捕獲を実施する。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
小野市全域	イタチ

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ	ワイヤーメッシュ柵 (H=1.2m L=2m) 設置延長 10,000m	ワイヤーメッシュ柵 (H=1.2m L=2m) 設置延長 10,000m	ワイヤーメッシュ柵 (H=1.2m L=2m) 設置延長 10,000m

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7~9年度	イノシシ ニホンジカ アライグマ ヌートリア ハクビシン ノウサギ イタチ	<p>設置した侵入防護柵の管理については、地元農会で適切に行う。未設置の地域については、国県等の事業紹介、調整に努め、事業を実施する。</p> <p>鳥獣の隠れ場所となる周辺林地や耕作放棄田の刈り払い、ゴミや農作物を放棄しない、放任果樹の除去などの地域での取り組みに関して市が集落に指導し、徹底させることにより、野生鳥獣が近寄りにくい集落環境づくりに努める。</p>

令和 7～9 年度	ニホンザル ツキノワグマ	ロケット花火、爆竹等の追い払い用資材の整備を行う。 目撃情報等があった場合、現地調査の上、地域住民への注意喚起及び啓発等を行う。 市民に対し放任果樹が有害鳥獣の誘因物になることを周知し、適切な管理を促す。
-----------------	-----------------	--

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割

(2) 緊急時の連絡体制

--

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

適切な処理施設での焼却処分または適切な埋設処分を行う。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

--

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	小野市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
小野市	協議会の運営全般
(一社)兵庫県猟友会小野支部	捕獲に関する指導及び実施
農会長会	被害状況の把握、捕獲協力
小野市農業委員会	被害状況の把握
兵庫県農業共済組合	被害状況の把握、被害への補償対応
兵庫県加東農林振興事務所	捕獲に対する技術的助言及び助成

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
兵庫県加西農業改良普及センター	農作物被害の防除に対する技術的助言
兵庫県森林動物研究センター	被害対策に関する指導・助言 生態等に関する情報提供
兵庫みらい農業協同組合	農作物被害の防除に対する技術的助言

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

小野市地域振興部産業創造課職員 6名

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

当該計画の対象鳥獣以外の鳥獣による被害が多発するなど、当該計画が新たな状況に対応できなくなった場合は、関係機関と協議して計画を見直し、効果的な対策の実施に努める。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

協議会、関係機関が連携して情報の共有化と防止対策の普及啓発を行う。また、協議会構成員、関係機関職員、地域住民の研修に努め、捕獲活動の方法や住民への安全性の確保を行うための知識や技術の向上を図る。

野生イノシシの豚熱(CSF)が県内で拡大していることから、侵入を防止するため「豚熱まん延防止のための野生イノシシの捕獲強化の方針」により、捕獲強化を進めるとともに、捕獲者に対して、靴底や車両への消毒の実施など感染拡大防止を注意喚起していく。